

積替保管の手引

(収集運搬業・再生輸送業編)

一般廃棄物収集運搬業
産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
一般廃棄物再生輸送業
産業廃棄物再生輸送業

令和3年4月改訂

長野市環境部廃棄物対策課

目 次

○ はじめに	1
○ 積替保管施設設置までのフロー	2
○ (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に係る必要な手続きについて	3
○ 第1 事前確認	4
事前確認の留意点	5
○ 第2 条例に基づく事前計画協議	7
事業計画協議手続きのフロー	8
事業計画協議の留意点	9
○ 様式	11
(様式1) 事業計画書	12
(様式2) 事業計画説明会開催通知書	15
(様式3) 見解書	16
(様式4) 最終見解書	17
(様式5) 事業計画変更届出書	18
(様式6) 事業計画廃止届出書	19
(様式7) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業事前確認依頼書	20
(様式14-1~4) 事業計画の概要を記載した書類	21
(様式15-1~2) 積替保管施設の概要	25
(様式18) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	27
(様式19) 資産に関する調書	28
(様式20) 長期的財務計画書	29

は じ め に

1 周辺地域への配慮等

積替保管施設の設置、変更又は維持管理に当たっては、「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに、関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

施設の設置又は変更に当たっての留意事項や周辺地域の範囲については、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を、事業計画に係る説明会実施に当たっては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」をそれぞれ参照してください。

なお、各指針は長野市ホームページに掲載しています。

2 事業計画協議

積替保管施設を設置又は変更しようとする者で、一般廃棄物収集運搬業若しくは（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請又は一般廃棄物再生輸送業若しくは産業廃棄物再生輸送業の指定申請等を行おうとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）又は条例に基づく申請等に先立ち、関係住民に対して事前に事業計画を公表し、説明会を開催するなど条例に基づく事業計画協議が必要となります。

事業計画協議の詳細については、本手引を参考に必要な手続を行ってください。

なお、条例に基づく事業計画協議が適用されない場合においても周辺地域への配慮を行い、円滑な事業を継続して行っていくため、自主的に関係住民等への説明を行うことが求められます。

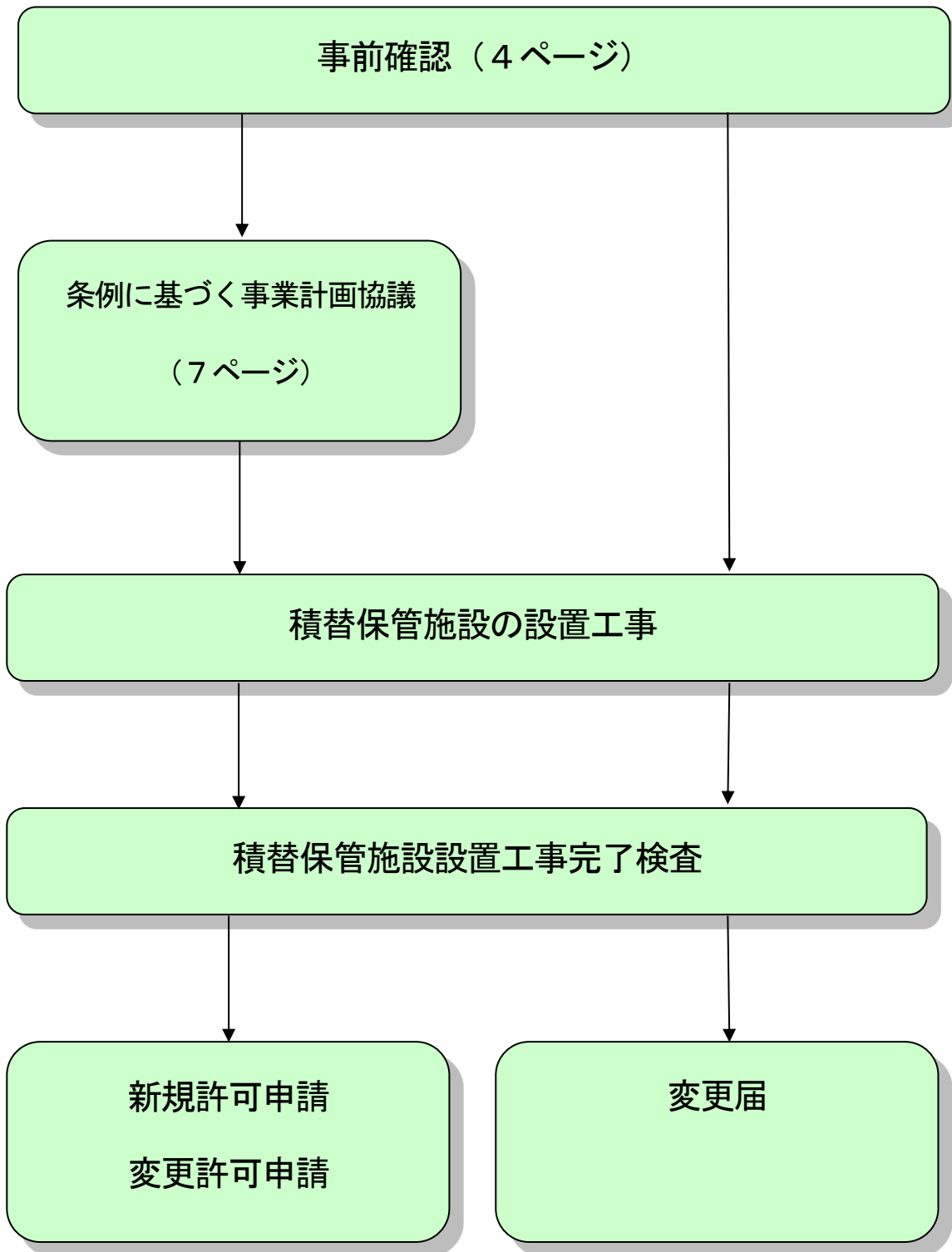
3 その他

(1) 条例の規定により、積替保管施設を設置する者は、事業場に廃棄物の処理状況等の帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示することが必要となります。

(2) 事業計画協議制度は、一般廃棄物の積替保管と産業廃棄物の積替保管に関して共通の手続きとなります。従って、一般廃棄物の積替保管に係る手続きについては、本文中の「産業廃棄物」は、「一般廃棄物」と読み替えてください。

なお、再生利用業の指定の申請に係る手続きについては、「収集運搬業」を「再生利用業」と、「許可」を「指定」と読み替えてください。

積替保管施設設置までのフロー



(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に係る必要な手続について

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に係る必要な手続は、下記のとおりです。

なお、フロー中の

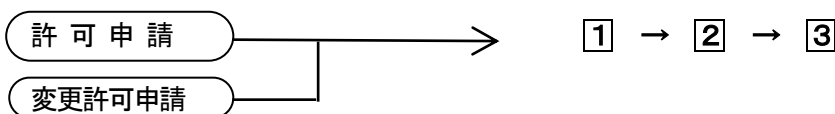
① は、事前確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【手引P. 4へ】

② は、条例に基づく事業計画協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【手引P. 7へ】

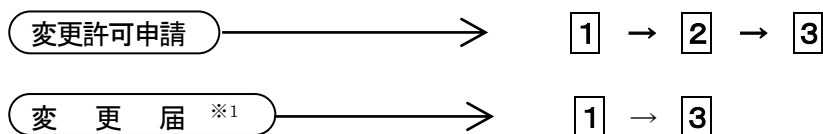
③ は、法又は条例に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【別冊「申請の手引」へ】

を示しています。

1. 積替保管施設を設置する場合

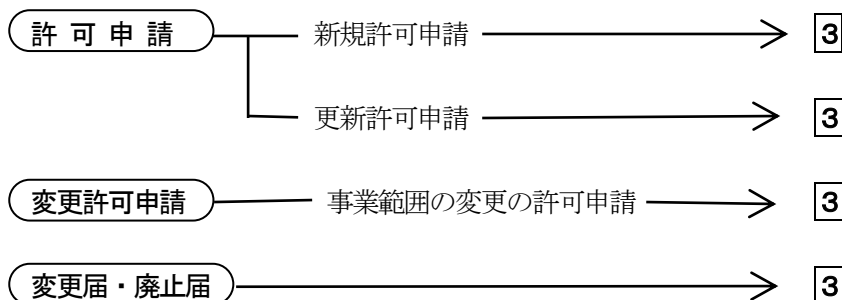


2. 既設の積替保管に係る変更をする場合



※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条の6第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第10条の10第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号若しくは第10条の23第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号の規定による変更又は長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第27条第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号イ若しくは第36条第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号イの規定による変更

3. 積替保管施設を設置しない場合 又は 既設の積替保管施設に変更がない場合



第 1 事前確認

<事前確認について>

市長は、積替保管施設を設置又は変更しようとする者が行おうとする事業計画の内容が法等の基準に抵触する部分がないかどうか事前確認を行い、抵触する部分がないと判断したときは「事前確認通知書」を送付します。なお、この事前確認は、その内容、補正の状況等により相応の期間を要します。

※「事前確認通知書」は、事業計画の内容を法令上の観点から形式的に確認したことを通知するものであって、事業計画協議の説明内容等を是認するものでも、積替保管施設の設置を認めるものでもありません。

【事前確認の対象となる者】

- ・積替保管施設を設置し、又は変更しようとする者で、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請又は変更許可申請を行う者
- ・省令第2条の6第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第10条の10第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号若しくは第10条の23第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号又は規則第27条第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号イ若しくは第36条第1項第4号（積替保管に係る事項に限る。）若しくは第5号イの規定に掲げる変更をしようとする者

事前確認の留意点

積替保管をその業の範囲に含む（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は積替保管に係る変更の届出をしようとする者等は、その事業の内容について下記の事前確認が必要となります。

1 事前確認依頼書提出先

事前確認依頼書の提出先は、廃棄物対策課となりますが、事前にご相談ください。

2 提出部数

事前確認依頼書の提出部数は1部です。（事業者控え除く。）

3 事前確認依頼書の形式

事前確認依頼書は、日本工業規格A列4番（図面等については、A列4番に折り込み）とします。

4 事前確認依頼書の添付書類について

収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は積替保管に係る変更の届出をしようとする者は、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業事前確認依頼書」（様式7）に表1の書類を添付して提出してください。

（表1）事前確認依頼書添付書類

添 付 書 類	備 考
(1) 事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様式14-1～14-4 ア 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）を扱う場合はその旨）及び運搬量等 イ 運搬施設の概要 ウ 収集運搬業務の具体的な計画 エ 環境保全措置の概要
(2) 事業本拠地の所在を示す略図	○ 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）
(3) 積替保管施設の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 積替保管施設の概要（様式15-1～15-2） ○ 敷地内の配置図 ○ 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※1 （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも必要）
(4) 積替保管の対象となる産業廃棄物の性状を示す書類	○ 分析表等（特別管理産業廃棄物を取り扱う場合）
(5) 関係住民への説明会の経過を記した書類※2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民等に対する説明会の経過を記した書類※3 ○ 説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等 ○ 関係住民に対する説明資料の写し
(6) 経理的基礎を有することを証する書類※6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式18） ○ 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※4、株主資本等変動計算書及び個別注記表（有価証券報告書でも可）

添付書類	備考
(7) その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式19） ○ 次期への繰越損失がある場合等^{※5}は、長期的財務計画書（様式20）、又はその他必要な書類

※1 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写しは、発行日から3ヶ月以内のもので、コピー可。

※2 以下のいずれかに該当する者は「関係住民への説明会の経過を記した書類」は添付不要です。

- ・ 条例の規定に基づく事業計画協議を行おうとする者
- ・ 生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと市長が認める変更を行おうとする者

※3 地元と環境保全協定等を結んだ場合は、当該協定書の写しを提出することにより説明会の経過を記した書類に換えることができます。

※4 損益計算書には、一般管理費明細書及び製造原価明細書を添付してください。

※5 次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（様式20）を添付し、①～③の全てに該当する場合は「長期的財務計画書」に加えて、経理的基礎の有無を客観的に判断する資料として中小企業診断士等による診断書を添付してください。

- ①次期への繰越損失がある
- ②3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ③債務超過（直前期）

※6 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参考）を提出してください。

5 事前確認における添付書類について

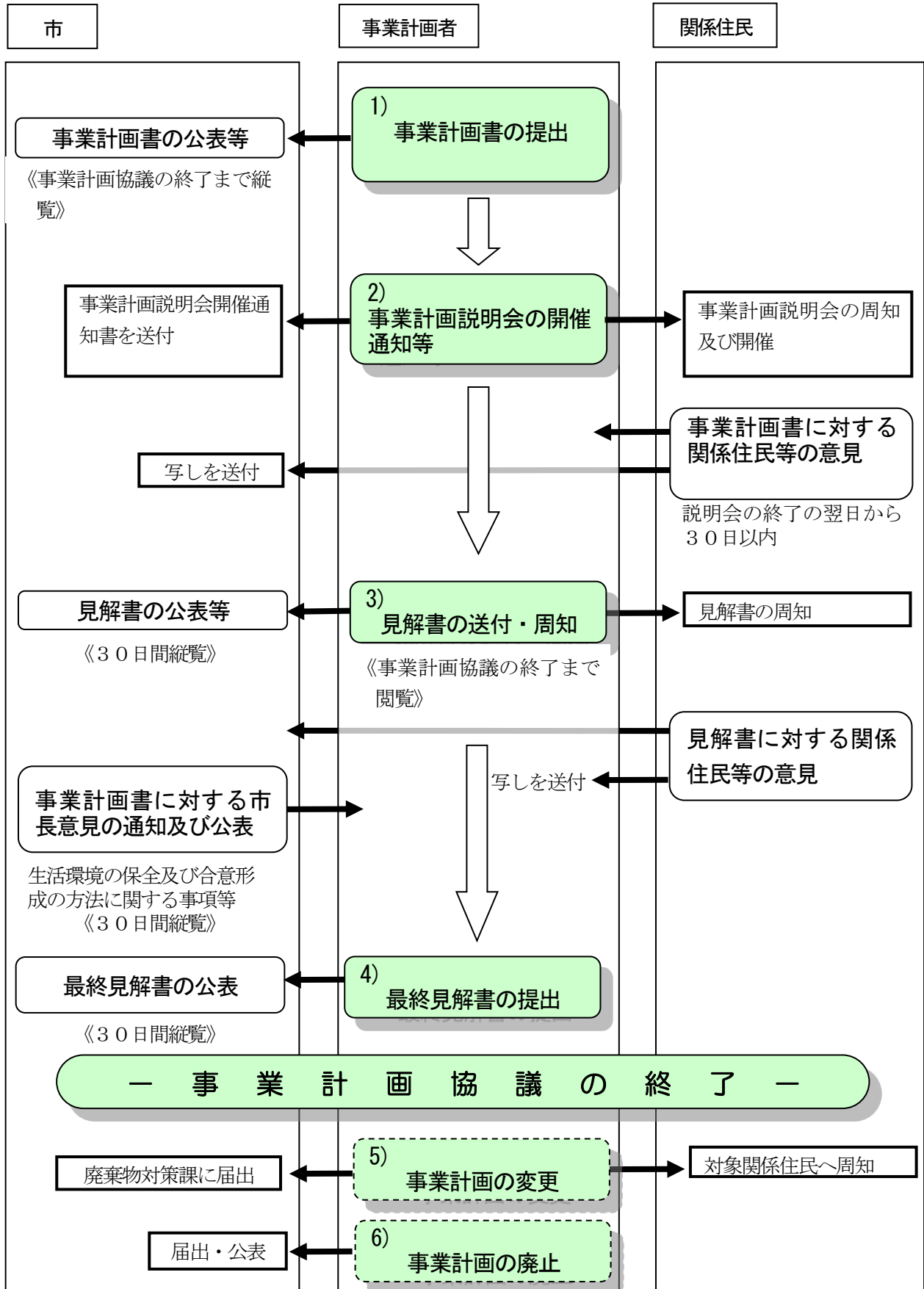
変更届に係る事前確認依頼書の提出においては、(2)及び(6)の書類は添付する必要がありません。

第2 条例に基づく事業計画協議

【条例に基づく事業計画協議の対象となる者】

積替保管施設を設置し、又は変更しようとする者で、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請又は変更許可申請（生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと市長が認める変更を除く。）を行う者

事業計画協議手続のフロー



事業計画協議の留意点

事業計画協議を行うに当たり、留意すべき事項は以下のとおりです。

- 1 第1「事前確認」を経た後に事業計画書を提出してください。
- 2 事業計画書等提出先
廃棄物対策課へ提出してください。なお、提出に当たっては事前にご相談ください。

3 提出部数（事業者控え除く。）

提出書類	提出部数
事業計画書 見解書 事業計画変更届出書 最終見解書	2 部
事業計画説明会開催通知書 事業計画廃止届出書	1 部

4 事業計画書等の形式

事業計画書等は、日本工業規格A列4番（図面等については、A列4番に折り込み）とします。

5 事業計画協議の手続等について

(1) 対象周辺地域の決定及び事業計画書の提出について

積替保管施設を設置又は変更しようとする者は、事業計画者自ら指針を参考に対象周辺地域の範囲及び対象関係住民の範囲を決定した後、「事業計画書」（様式1）に表2の書類を添付して廃棄物対策課へ提出してください。

なお、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにする必要があります。

※ 対象周辺地域の決定に当たっては「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を、事業計画に係る説明会実施の詳細は「廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」を、それぞれ参照してください。

（表2）事業計画書添付書類

添付書類	備 考
(1) 事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様式14-1～14-4 ア 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。特別管理産業廃棄物である 廃 石綿等を除く。）を扱う場合はその旨）及び運搬量等 イ 運搬施設の概要 ウ 収集運搬業務の具体的な計画 エ 環境保全措置の概要
(2) 事業本拠地の所在を示す略図	○ 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピーは不可）
(3) 積替保管施設の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピーは不可） ○ 積替保管施設の概要（様式15-1～15-2） ○ 敷地内の配置図 ○ 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真
(4) 積替保管の対象となる産業廃棄物の性状を示す書類	○ 分析表等（特別管理産業廃棄物を取り扱う場合）

添付書類	備考
(5) 定款 (6) 周辺地域の範囲を示す地図等 (7) その他市長が必要と認める書類	○ 申請者が法人である場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの） ○ 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針を参考に申請者が決定

(2) 事業計画説明会開催通知書等について

事業計画書の提出後、事業計画説明会を開催するときは、「事業計画説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、廃棄物対策課に提出するとともに、相当な期間において対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

(3) 見解書の送付・周知について

対象関係住民等から事業計画に対する意見書の送付を受けたときは、「見解書」（様式3）に必要な事項を記入し、当該見解書の内容を対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知を行うとともに、意見書の写しを添えて廃棄物対策課に提出してください。

また、事業計画協議が終了するまでの間、見解書を事業場に備え置き、閲覧できるようにしてください。

(4) 最終見解書について

見解書の提出後、事業計画等に対する市長の意見の通知を受けたときは、「最終見解書」（様式4）に必要な事項を記載し、廃棄物対策課に提出してください。なお、当該最終見解書の提出をもって事業計画協議が終了するものとします。

(5) 事業計画の変更について

事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、「事業計画変更届出書」（様式5）に必要な事項を記載し、廃棄物対策課に提出してください。なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続の一部又は全部を再度実施するよう市長が勧告することがあります。

(6) 事業計画の廃止について

事業計画を廃止するときは、「事業計画廃止届出書」（様式6）に必要な事項を記載し、廃棄物対策課に提出してください。

6 その他

事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに許可申請等をしたときは、市長は、事業計画協議を行うべきことを勧告することがあります。また、事業計画に対する市長の意見に従わずに許可申請等をしたときは、市長は、期限を定めて、当該事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その内容が公表されることがあります。

様 式

(様式1) 【条例様式第23号(規則第51条関係)】

事業計画書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業計画について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積	埋立(保管)容量
	m ³ /日()時間	t/日()時間
	m ³ /時間	t/時間
	m ²	m ³
※ 変更の概要	変 更 前	変 更 後
※ 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	/	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項		

※廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
※ 最終処分場の災害防止のための計画	
※ 最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
※ 廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	
※ 廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
※ 対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

※ 廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項		
種 類	自家処理 ・ 委託処理	
区 分		
処 理 の 方 法		
(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)		
※ 対象周辺地域の範囲		
※ 対象関係住民の範囲		
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間		
場 所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
時 間	時から 時まで	
※ 事業計画説明会の開催の日時及び場所	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名

備考

- 1 ※印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「変更の概要」の欄は、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第48条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第13号、第14号、第16号、第19号、第22号、第23号、第26号又は第27号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。
- 3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項」の欄は、条例第48条第5号、第6号、第15号又は第16号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。

(様式2) 【条例様式第20号(規則第49条、第53条関係)】

事業計画概要説明会開催通知書
事業計画説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を開催しますので、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第53条第3項(第57条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日時
	場所
	1 所在地
	2 会場名

備考 「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

見 解 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第59条第1項の規定による意見書に対する見解については、次のとおりです。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
※ 送付された意見の内容(要旨)	
※ 見解の内容	

備考 ※ 欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式4) 【条例様式第26号(規則第59条関係)】

最 終 見 解 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

市長の意見に対する見解について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³
市長の意見に対する見解	

備考 「市長の意見に対する見解」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式5) 【条例様式第27号(規則第60条関係)】

事業計画変更届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画の変更について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第65条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m ³ /日()時間
		t/日()時間
		m ³ /時間
		t/時間
	埋立地(積替保管場所)の面積	m ²
	埋立(保管)容量	m ³
変更の内容	変更前	変更後

備考

- 「廃棄物の処理施設の設置の場所」から「廃棄物の処理施設の処理能力」までの各欄については、事業計画書に記載した内容を記載すること。
- 「変更の内容」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先(電話)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

事業計画の廃止について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第66条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
廃止の理由	

備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式7) 【要領様式第1号】

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業事前確認依頼書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所
氏 名
連絡先 (電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

記

手 続 きの 区 分 (該当番号に○印をすること)	1 条例の手続きによる事業計画協議に係る事前確認 2 1を除く事前確認	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規許可 ・ 変更許可 ・ 変更届	
取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
事務所及び事業場の所在地	事務所 事業場 電話番号 電話番号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
事業の用に供する施設の種類及び数量		
積替え又は保管の場所の所在地、積替え又は保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、保管の面積、保管量及び積み上げる高さ		
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年	月 日

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は 保管を行う場所の 所在地	予定運搬先の名称 及び所在地(処分場 の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(様式14-2) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		

(様式14-3) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の 10で準用する 第4条の7に 規定する使用 人	相談役、顧 問等申請者 の登記外の 役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(様式14-4) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(様式 15-1)

積替保管施設の概要

積替 保管 施設	設置場所	保管面積 m ² (積替面積 m ²)
	産業廃棄物の 種類別積替保 管施設の規模	面積 (m ²) 保管量の上限 (t 又は m ³) 積上げる高さの上限 (m)
	積替又は 保管方法	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	囲い及び 表示の方法	
	飛 散 防 止 設 備	
	流 出 防 止 設 備	
	地 下 浸 透 防 止 設 備	
	悪臭の発散 防 止 設 備	
	ねずみ害虫 防 止 設 備	
	保 管 日 数 (保管を伴う場合)	
	そ の 他 防災等の設備	

(様式 15-2)

積替保管施設の保管量

保管する産業 廃棄物の種類	申請する保 管量の上限	構造上の保 管量の上限	保管日数上の 保管量の上限	平均搬出量の計算式
記載例 金属くず	35 m ³	100 m ³	35 m ³	$150 \text{ m}^3 / \text{月} \times (7 \text{ 日} / 30 \text{ 日})$ $= 35 \text{ m}^3$

(様式18) 【省令様式第6号の2（省令第9条の2関係）】

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(様式19) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(様式20)

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越損失金額 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)
(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 _____ が発生した理由
・経常損失金 _____

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: _____)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。